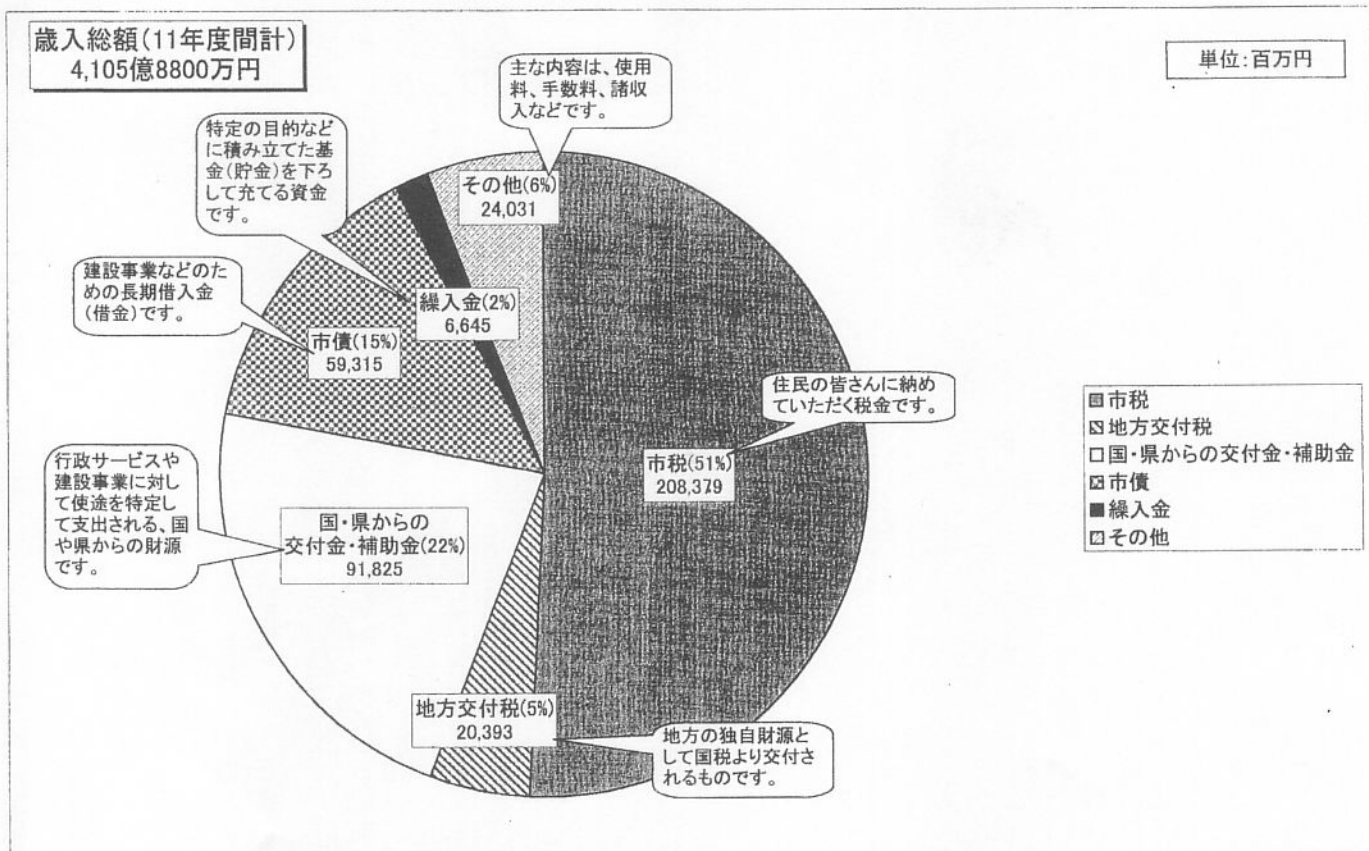
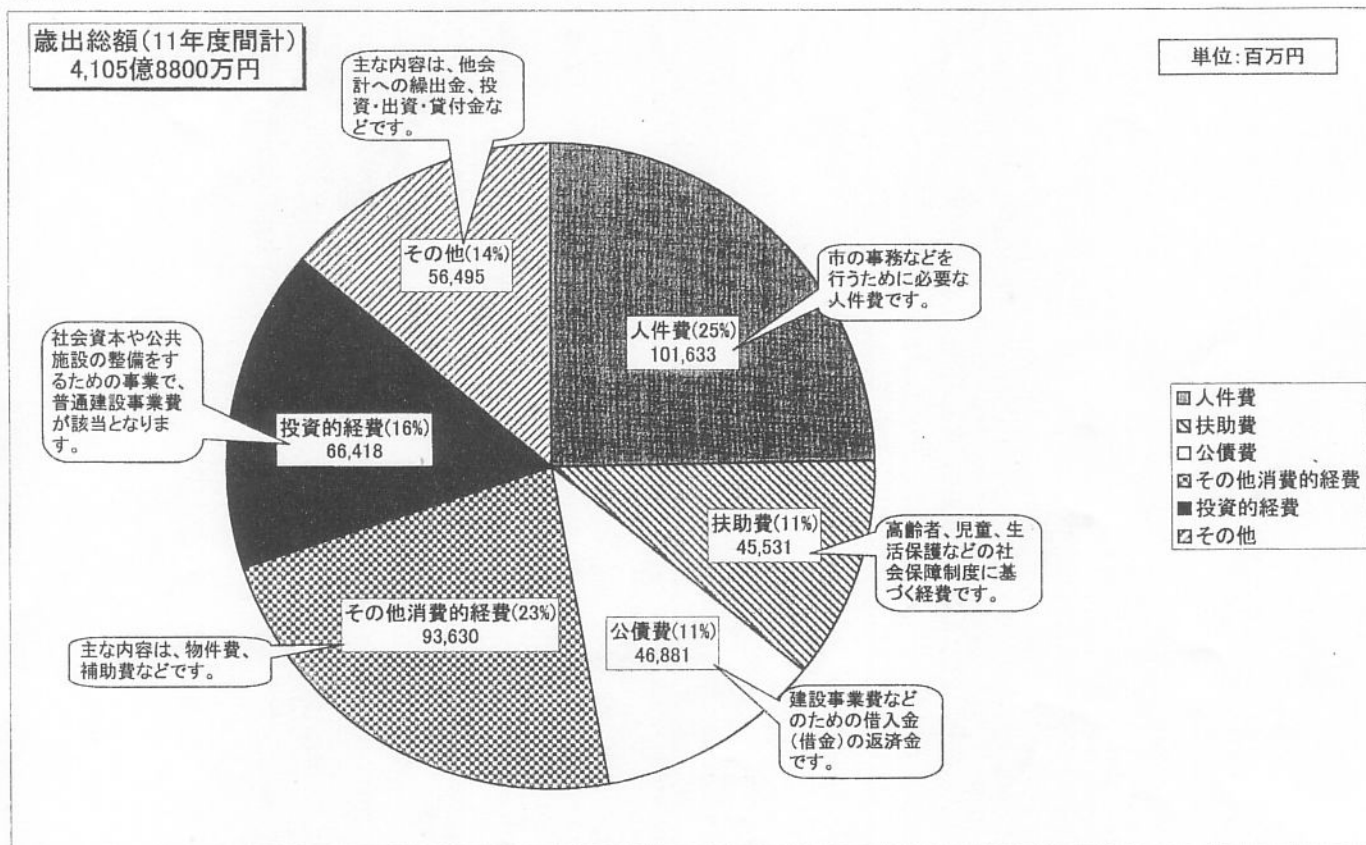


【歳入】



【歳出】



財政用語解説

全般

○財政

国や地方公共団体（都道府県や市町村など）が一定の予算に基づいて行う経済活動のことをいいます。国が行うものを国家財政、地方公共団体が行うものを地方財政といえます。

○会計

予算及び決算の経理上の区分けを指します。なかでも市の行政運営の基本的な経費を網羅して計上する会計を一般会計といえます。

また、一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出とは区別して別に経理する特別会計があります。

さらに、特別会計のなかでも、地方公営企業法の適用を受ける会計を企業会計といえます。具体的には、水道事業会計などがあります。

○普通会計

各地方自治体間の財政状況の把握、時系列の財政比較等のために用いられる統計上（※決算統計）、観念的な会計をいいます。

個々の地方自治体ごとで各会計の範囲が異なっていることなどから、財政比較等においては、この普通会計を用いています。

具体的には、一般会計と特別会計（公営企業会計など特定の特別会計を除く。）を合算し、会計間の重複等を控除したものです。

※決算統計＝地方財政状況調査

地方公共団体の毎年度の決算状況を、総務省が統一ルールに基づいて集計し、作成した統計です。この結果は、地方財政白書として公表されます。

歳入

○地方税

市町村が課税する税のことです。市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税及び都市計画税などがあります。

○地方交付税

国税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）から、国が地方公共団体の状況に応じて交付する税のことです。

これには財政力に応じて配分される「普通交付税」と災害等の特殊な事情により配分される「特別交付税」があります。

○基金

ある特定目的のため、財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいいます。要するに「市の貯金（貯蓄）」のことです。

○地方債

臨時的に多額の経費を伴う事業を行うときに必要な財源を調達するため借り入れる資金（つまり「市の借金」）のことです。これにより世代間の財政負担の公平化や、計画的な施設の整備をすることが可能となります。

○合併特例債

合併後の市町村が新市建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費や合併後の市町村振興のための基金の造成について、合併が行われた年度とこれに続く10年度について、地方財政法第5条の特例として認められる地方債のことです。なお、その元利償還金の一部については、普通交付税が措置されます。

歳出

○目的別、性質別

会計の経費（歳出）をその行政目的により分類したものを目的別分類とといいます。議会費、総務費、民生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費などに分類されます。

また、経費（歳出）をその経済的性質により分類したものを性質別分類とといいます。人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、公債費、積立金、投資及び出資金などに分類されます。

○扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき生活困窮者、児童、老人、心身障害者等に対して支出される経費のことです。

○公債費

地方債の元利償還金の支払いに要する経費のことです。

○物件費

旅費、需要費、役務費、委託料、備品購入費等の消費的な経費のことです。（経費の支出効果はその年度限り又は極めて短期間に終わるものをいいます。）

○投資的経費

普通建設事業（道路・公園等の社会資本整備事業や学校・スポーツ施設・庁舎等の公共施設整備事業）、それ以外の災害復旧事業及び失業対策事業に要する経費のことです。（経費の支出効果が施設等として後年度に及ぶものをいいます。）